

空き家対策において活用可能な相続財産清算人制度について

空き家等対策の推進に関する特別措置法 (空家等の管理に関する民法の特例)

第14 条

市町村長は、空家等につき、その適切な管理のために特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治29 年法律第89 号)第25条第1項の規定による命令又は同法第952条第1項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。命令又は同法第952 条第1項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等(敷地を除く。)につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第264条の8第1項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第264条の9第1項又は第264条の14第1項の規定による命令の請求をすることができる。

特定空家等認定後の対処方法

※特定空家等の認定をした後の流れのパターン

【所有者が特定されている場合】

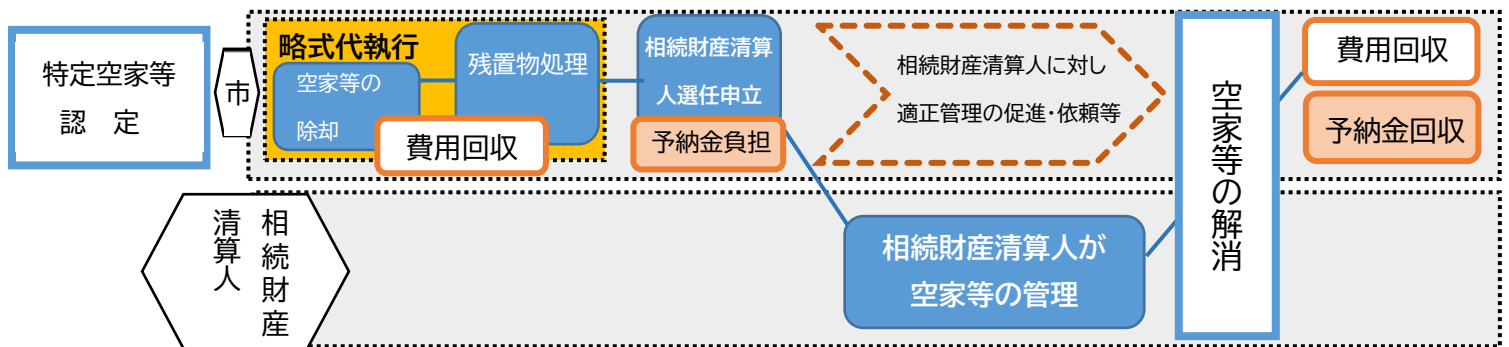


【所有者が判明しない場合】

① 略式代執行・・・空家法第22条第10項



② 略式代執行・・・空家法第22条第10項 ⇒ 相続財産清算人制度



③ 相続財産清算人制度・・・民法第952条



④ 相続財産清算人制度 ⇒ 行政代執行・・・空家法第22条第9項



※両制度を組み合わせ。略式代執行ではなく、行政代執行をすることもできる。